

議案第 82 号

常総地方広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、常総地方広域市町村圏事務組合規約（昭和 47 年地指令第 297 号）を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
82 号	1

常総地方広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約  
常総地方広域市町村圏事務組合規約（昭和47年地指令第297号）の一部  
を次のように改正する。

第3条ただし書中「第2号アからウ」を「第1号から第3号まで」に、「同  
号エ」を「第4号」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 総合運動公園
- (2) ごみ処理施設
- (3) 地域交流センター
- (4) 消防
- (5) 職員の共同研修
- (6) 職員の人事交流に関する企画立案
- (7) 総合防災センター
- (8) 障害者支援施設

#### 付 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

議案	頁数
82号	2

## 提案理由（議案第82号）

提案の理由を申し上げます。

社会経済情勢の変化や市町村合併の進展により、広域行政圏施策は当初の役割を終えたものとして、平成20年度をもって広域行政圏計画策定要綱が廃止されたことに伴い、策定済みの「第五次常総地方広域市町村圏計画」の構想期間が29年度で満了となることから、共同処理する事務のうち「広域市町村圏計画の策定及び計画の実施に関する連絡調整事務」を廃止するため、常総地方広域市町村圏事務組合規約の一部を変更するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどよろしくお願ひいたします。

議案	頁数
82号	3

## 常総地方広域市町村圏事務組合規約新旧対照表

改 正	現 行
(組合の共同処理する事務) 第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。ただし、 <u>第1号から第3号まで</u> に掲げる事務については常総市の旧石下町の区域(平成17年12月31日現在の石下町の区域をいう。以下同じ。)に係る事務を除き、 <u>第4号</u> に掲げる事務については常総市の旧石下町の区域及び取手市に係る事務を除く。	(組合の共同処理する事務) 第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。ただし、 <u>第2号アからウ</u> に掲げる事務については常総市の旧石下町の区域(平成17年12月31日現在の石下町の区域をいう。以下同じ。)に係る事務を除き、 <u>同号エ</u> に掲げる事務については常総市の旧石下町の区域及び取手市に係る事務を除く。
<u>(1) 常総運動公園</u>	<u>(1) 広域市町村圏計画の策定及び計画の実施に関する連絡調整事務</u>
<u>(2) ごみ処理施設</u>	<u>(2) 広域市町村圏計画に基づく幹事業の実施に関する事務</u> ア <u>総合運動公園</u> イ <u>ごみ処理施設</u> ウ <u>地域交流センター</u> エ <u>消防</u> オ <u>職員の共同研修</u> カ <u>職員の人事交流に関する企画立案</u> キ <u>総合防災センター</u> ク <u>障害者支援施設</u>
<u>(3) 地域交流センター</u>	
<u>(4) 消防</u>	
<u>(5) 職員の共同研修</u>	
<u>(6) 職員の人事交流に関する企画立案</u>	
<u>(7) 総合防災センター</u>	
<u>(8) 障害者支援施設</u>	

議 案	頁 数
82号	4